

各県立学校長 殿

教 育 長

## 学校職員の服務規律の厳正確保と学校における業務改善等について（通知）

学校職員の服務規律の厳正確保については、本県教育界を挙げて取り組んできているところですが、昨年度も、わいせつ行為や会計事務の不適切な処理、ハラスメントなどの不祥事が発生し、一昨年度に続き、過去最多に並ぶ28件の懲戒処分を行いました。このことは、学校職員への信頼を揺るがす極めて危機的な状況であると言わざるを得ません。

県民の教育に対する信頼を回復するためには、教育に携わる者としての自覚を堅持し、この危機的な状況を自分事として受け止める必要があります。そのため、平成24年度の不祥事根絶委員会による提言の趣旨を再確認しつつ、近年の社会の意識や法令の変化を正しく理解するとともに、職員の同僚性を高め（声を掛けやすく、相談しやすい雰囲気づくり）、職場全体で常に危機意識をもち、不祥事根絶に向けた取組の実行性を確実に高めていく必要があります。

また、学校における業務改善については、教育の質の維持・向上を図るため、「鹿児島県立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、引き続き、学校職員の意識改革や効率的・効果的な業務の推進などに取り組んでいく必要があります。

については、各学校長は、年度当初にあたり、全ての学校職員に対し、下記の事項を重点に指導を徹底してください。

### 記

#### 1 服務規律の厳正確保

##### (1) わいせつ行為の根絶

わいせつ行為は、人としての尊厳を傷つけるものであり、重大かつ深刻な非違行為である。発生した場合の児童生徒、保護者が受ける心の傷の大きさは計り知れず、社会全体からの学校教育そのものに対する信頼を著しく損なうものであり、児童生徒に対するわいせつ行為をした教職員は免職、児童生徒以外の者に対するわいせつ行為は免職又は停職と厳しい処分をもって臨んでいる。

各学校においては、研修等による教育職員等への啓発、早期発見のための措置及び未然防止の取組、相談体制の周知等「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和5年7月13日改訂）及び「こども性暴力防止法施行ガイドライン（R8.1.16 こども家庭庁）」を踏まえた取組を徹底すること。

##### (参考)

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（R5.7.13改訂）

「こども性暴力防止法施行ガイドライン」（R8.1.16）

「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）」（R7.7.1）

「児童生徒性暴力等の防止等に関して緊急に実施する具体的対策について（通知）」（R7.7.17）

「児童生徒性暴力等の防止等に関する具体的対策の一層の推進について（通知）」（R7.8.6）

## (2) 会計事務の適正化と金品の管理

教材費、部活動費等の私費会計を含め、学校で取り扱う全ての会計事務については、複数の者での点検や管理職による確認などの計画的、組織的な校内チェック体制を実効性のあるものに更に強化して、支払遅延や過年度に属する経費の追給や返納がないよう厳正かつ的確に処理すること。

また、公私の別を問わず、教室や職員室等に現金を絶対に置かないようにするなど、金品の管理を厳重にし、盗難や紛失の防止に努めること。

## (3) 職場におけるハラスメントの防止等

ハラスメントは、人としての人格や尊厳を侵害し、勤務意欲の低下や職場環境の悪化を招くものであることから、児童生徒を指導する立場にある学校職員としては、決して行ってはならない。管理職は、「ハラスメントの防止等に関する指針」を基に、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与えるパワー・ハラスメントや他者を不快にさせる性的な言動等のセクシュアル・ハラスメント等の職場内外で起こり得る全てのハラスメントを深く理解し、徹底した防止と排除に向けて、良好な職場環境の確保に努め、相談窓口の周知や利用しやすい相談体制づくり、研修等の在り方を再点検し、職員一人一人の意識を高めること。

また、職員等から苦情や相談があった場合には迅速かつ適切に対処するとともに、「教職員よろず相談」制度等の活用についても職員への周知を図ること。

(参考)「鹿児島県立学校におけるハラスメントの防止等に関する指針について (通知)」

## (4) 飲酒運転の根絶、速度超過及び交通事故等の防止

学校職員は、児童生徒に対して交通法令の遵守について指導する立場にあることから、交通法規違反、とりわけ、命に関わる重大事故につながる可能性が高い飲酒運転や速度超過については、厳しい処分をもって臨んでいる。職員一人一人が、交通法規の遵守を改めて強く自覚すること。

なお、飲酒運転(飲酒運転同乗を含む)は、絶対に許されない行為であり、本人の自覚により防げるものであることから、懲戒免職を含む厳しい処分を行っている。職員一人一人の状況等を把握するとともに、あらゆる機会を捉えて、飲酒後の帰宅方法の確認や飲酒した翌朝の対応等の具体的な指導や徹底した注意喚起、見届けを行うこと。

## (5) 個人情報、公文書等の厳正な管理

児童生徒や保護者、職員等の個人情報など、職務上知り得た情報については、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、厳正な管理を行うこと。

また、県教育委員会や各学校で定めた「情報セキュリティポリシー」や「個人情報の取扱いに関するガイドライン」、マイナンバー制度導入に伴う特定個人情報の取扱規程等を遵守し、個人情報が記載された公文書やデータの保管管理を徹底し、取扱いには細心の注意を払うこと。

特に、SNS等の利用は個人情報の流出や人権侵害等につながる場合があることについて自覚するとともに、児童生徒とSNS等を利用した私的なやり取りを行わないことや私的な端末等を用いて児童生徒を撮影してはならないこと等を確認すること。(「(1)わいせつ行為の根絶」と関連)

(参考)「個人情報の適正な取扱い等について (依頼)」(R7.4.9)

## (6) 体罰、不適切な指導等の禁止

体罰や長時間の叱責、威圧的言動、心理的圧迫等の不適切な指導、言動は、部活動を含めた学校生活全体において、児童生徒の人権を侵害し、心身に深刻な影響を与える決して許されな

い行為であり、学校職員及び学校への信頼を失墜させる行為であること。また、体罰については、学校教育法において禁止されている違法行為であることを認識すること。

各学校においては、体罰や不適切な指導等に関する正しい認識の徹底及び主体的な実態把握等、その防止に向けて全校で取り組む態勢を構築すること。また、指導に当たっては、日頃から児童生徒の深い理解に努め、信頼関係を築くなど、児童生徒の人格を尊重した指導を行うこと。

(参考)「生徒指導提要の改訂について」(R4. 12. 6 文部科学省)

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」(H31. 3 鹿児島県教育委員会)

※ 服務規律の厳正確保については、「個別服務指導強化期間」(4月・5月)や「不祥事防止強化月間」(8月・12月)など、年間を通じて、職員一人一人の身上を把握した上で具体的に取り組むよう指導を行うこと。

(参考)「教職員の不祥事根絶を目指して(提言)」(H24. 10. 5 不祥事根絶委員会)

「学校職員の懲戒処分の指針」(R5. 10. 25 改正 鹿児島県教育委員会)

「教職員研修支援ポータルサイト・かご研ポータル」>不祥事根絶」

「リスクへの自覚を促す教員研修教材」シリーズ(鹿児島県教育委員会)

## 2 学校における業務改善等

各学校においては、教育職員の勤務時間管理及び健康管理を行うとともに、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等を徹底し、教育職員の心身の健康を損なうことがないように注意する安全配慮義務があることを踏まえた取組を一層推進すること。

### (1) 学校における業務改善の推進

職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育が実現するとともに、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」とを両立し、日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、以下の観点からの取組の一層の推進が求められる。

- ・ 職員一人一人が、学校・教師が担う業務の適正化に対する意識を強くもち、教育の質の維持・向上が図られるよう、PDCA サイクルを構築しながら業務改善に努めること。
- ・ 各学校は、「鹿児島県立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」や「鹿児島県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則」等に基づき、時間外在校等時間の上限「月 45 時間以内、年間 360 時間以内」等が遵守されるよう、「学校・教師が担う業務に係る 3 分類」に基づく取組を推進するとともに、教育課程の見直し、学校行事の精選・重点化、校務 DX の加速化を図ること。また、ホームページ等において、時間外在校等時間やその縮減に向けた取組状況を公表し、業務改善の状況の「見える化」を図ること。

なお、県教委では、令和 6 年度から「業務改善実践校モデル事業」を進めており、その内容等をホームページで公開しているので、参考にすること。

(参考)「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)』(R6. 8. 27 中央教育審議会)を踏まえた取組の徹底等について(通知)」(R6. 9 文部科学省)

「民間コンサルティング会社による伴走支援の取組及び好事例」(鹿児島県教育委員会 HP)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について(通知)(R7. 9. 26 文部科学省)

「鹿児島県立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」(R8. 3 鹿児島県教育委員会)

## (2) 心身の健康の保持増進

- ・ 在校等時間を客観的に記録できる校務支援システム等を日常的に活用するなどして、在校等時間が一定時間を超える職員に対しては、医師による面接指導等を促すとともに、職員の心身の健康状態の把握に努め、定期健康診断や人間ドック等を利用して、積極的に健康管理に努めるよう指導すること。特に、精密検査が必要とされた職員については、必ず二次検診を受診するよう指導すること。
- ・ 心の健康の保持増進のため、校内研修やストレスチェックの活用等により職員の心の健康に対する認識を高め、日頃から不安やストレス等の除去や、相談しやすい職場環境づくりに一層努めるとともに、積極的に「教職員よろず相談」や「メンタルヘルス相談」等の相談窓口を利用させたり、専門医へ支援を求めたりするなど、労働安全衛生管理及びメンタルヘルス対策の充実が図られるよう、適切な対応を行うこと。特に、新規採用教職員等、若手職員への年間を通じたきめ細やかな支援体制の充実を図ること。

(参考)「教職員に対する相談事業」(鹿児島県教育委員会 HP)